

愛媛県立宇和特別支援学校

学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月

(改訂 平成 29 年 12 月)

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立宇和特別支援学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童生徒もいる。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決を図る。これらのことを目的として「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成18年度以降の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 心理的な「影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

※ この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、

身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。(平成 24 年度調査より追記)

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・ いじめは決して許されない、いじめはいじめる側が悪いとの認識
- ・ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得るとの認識
- ・ いじめの未然防止は、学校・教職員・地域・家庭の重要課題との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童生徒」、「いじめる児童生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の児童生徒がいる場合が多い。周囲の児童生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・ 嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・ 支配欲 (相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・ 愉快犯 (遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・ 同調性 (強いものに追従する、数の多い側に入りたい)
- ・ 嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・ 反発・報復 (相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・ 欲求不満 (いらいらを晴らしたい)

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等によるひぼう中傷、うわさ流し、授業中のからかい、仲間はずし、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別紙 1 のとおりとする。

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を別紙 2 のとおりとする。

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめに向かわせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感・充実感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学習指導の充実

- ・ 規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- ・ 一人一人が自信を持って取り組む授業作り
- ・ 社会性やコミュニケーション能力を育む指導の充実

- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・学級活動等における望ましい人間関係作り
 - ・交流及び共同学習、体験的な学習やボランティア活動等の充実
 - ・傍観者を含むいじめの加害者を生まない集団作り
- (3) 教育相談（校内）の充実
 - ・面談の実施
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
 - ・人権だよりによる人権意識の啓発
- (5) 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、ささいな兆候であってもいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐにやめさせるとともに、いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

- (1) 情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
(別紙3 児童生徒のサイン、別紙4 教室、家庭及び寄宿舎でのサイン)
 - ・連絡ノート、連絡帳の活用
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談、訴え（児童生徒、保護者、地域等）
 - ・アンケートの実施
 - ・学校評価の活用
 - ・面談の実施（児童生徒、保護者等）
- (2) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の周知、活用
 - ・面談の実施（アンケート実施時）
- (3) 情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮児童生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

- (1) 児童生徒への対応

ア いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、迅速かつ継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。

- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係を作る。
- イ いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないというき然とした態度で接するとともに、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

 - ・いじめの事実を確認する。
 - ・いじめの背景や要因の理解に努める。
 - ・いじめられている児童生徒の苦痛に気付かせる。
 - ・今後の生き方を考えさせる。
 - ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係作りに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団作りに努める。

(3) 保護者への対応

- ア いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

 - ・じっくりと話を聞く。
 - ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
 - ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- イ いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

 - ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
 - ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
 - ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。
- ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
 - ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
 - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- ア 教育委員会との連携
 - ・関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
- イ 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ウ 福祉関係との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒のひぼう中傷を不特定多数の者や掲示板等へ送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を失墜させる行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネット上のいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネット上のいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

情報モラル教育の充実

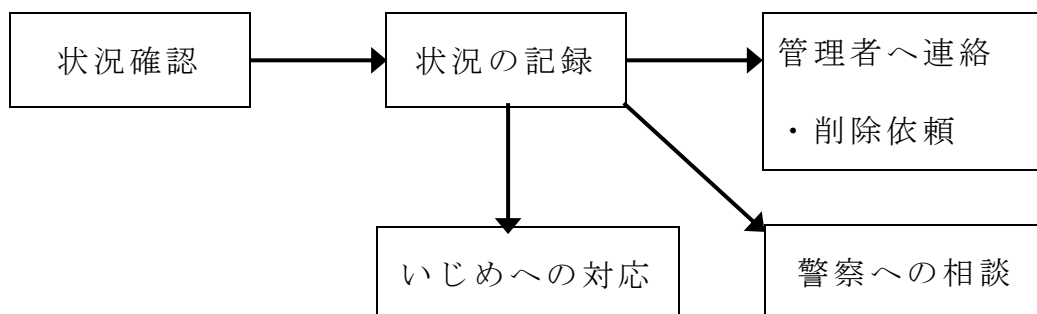
ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネット上のいじめへの対処

ア ネット上のいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障がいを負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

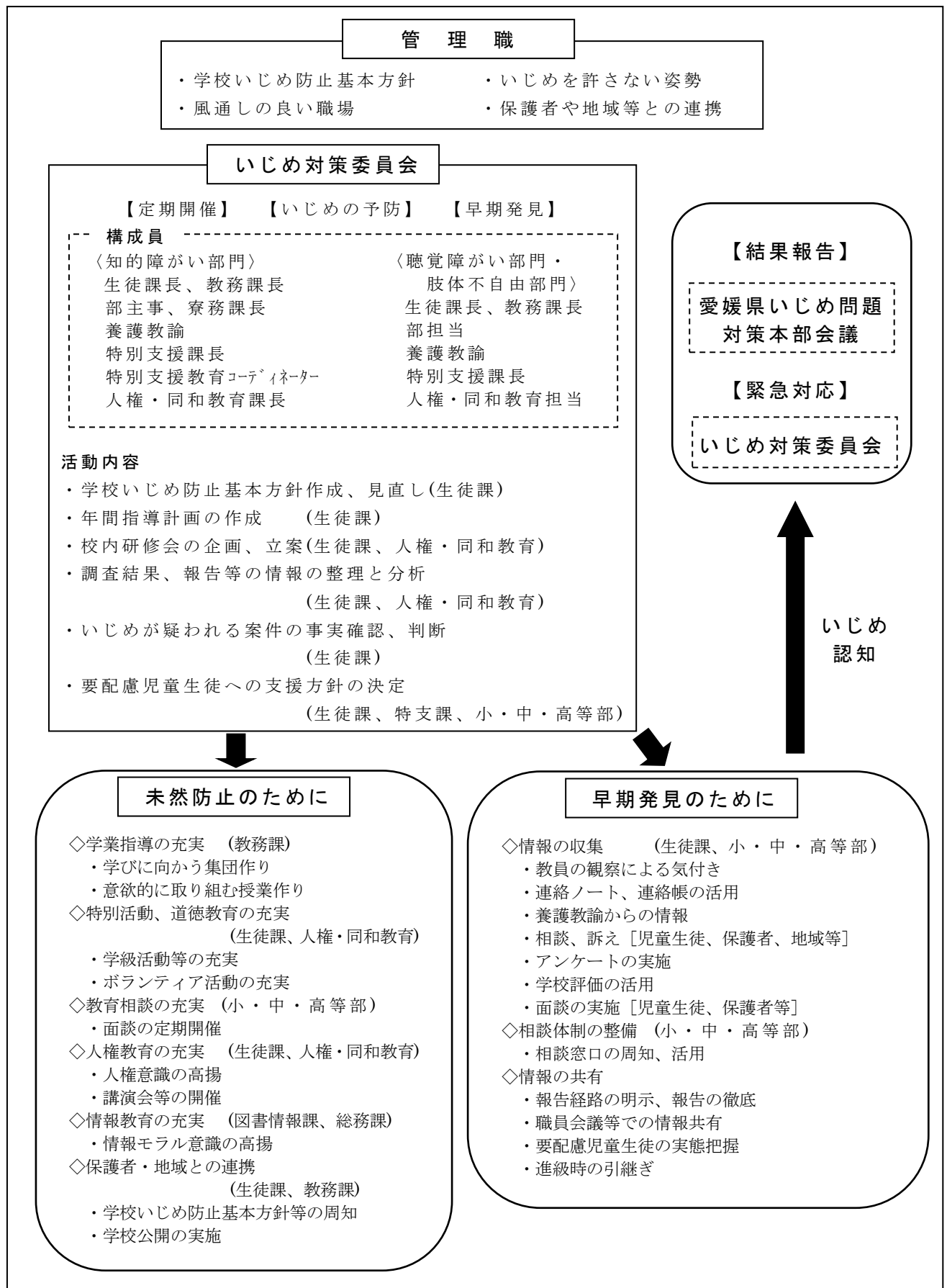
イ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

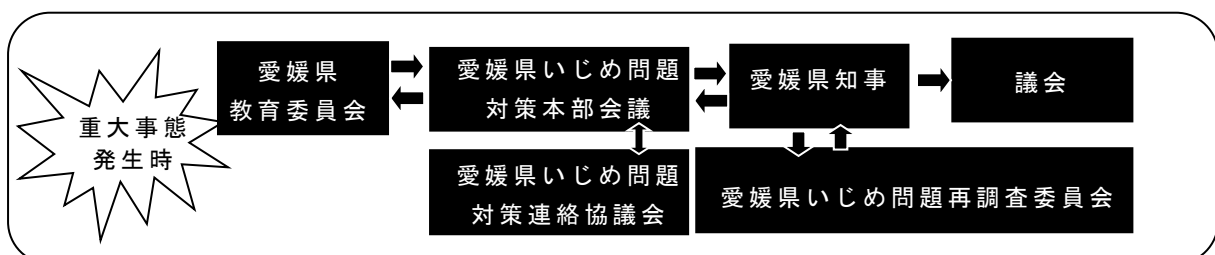
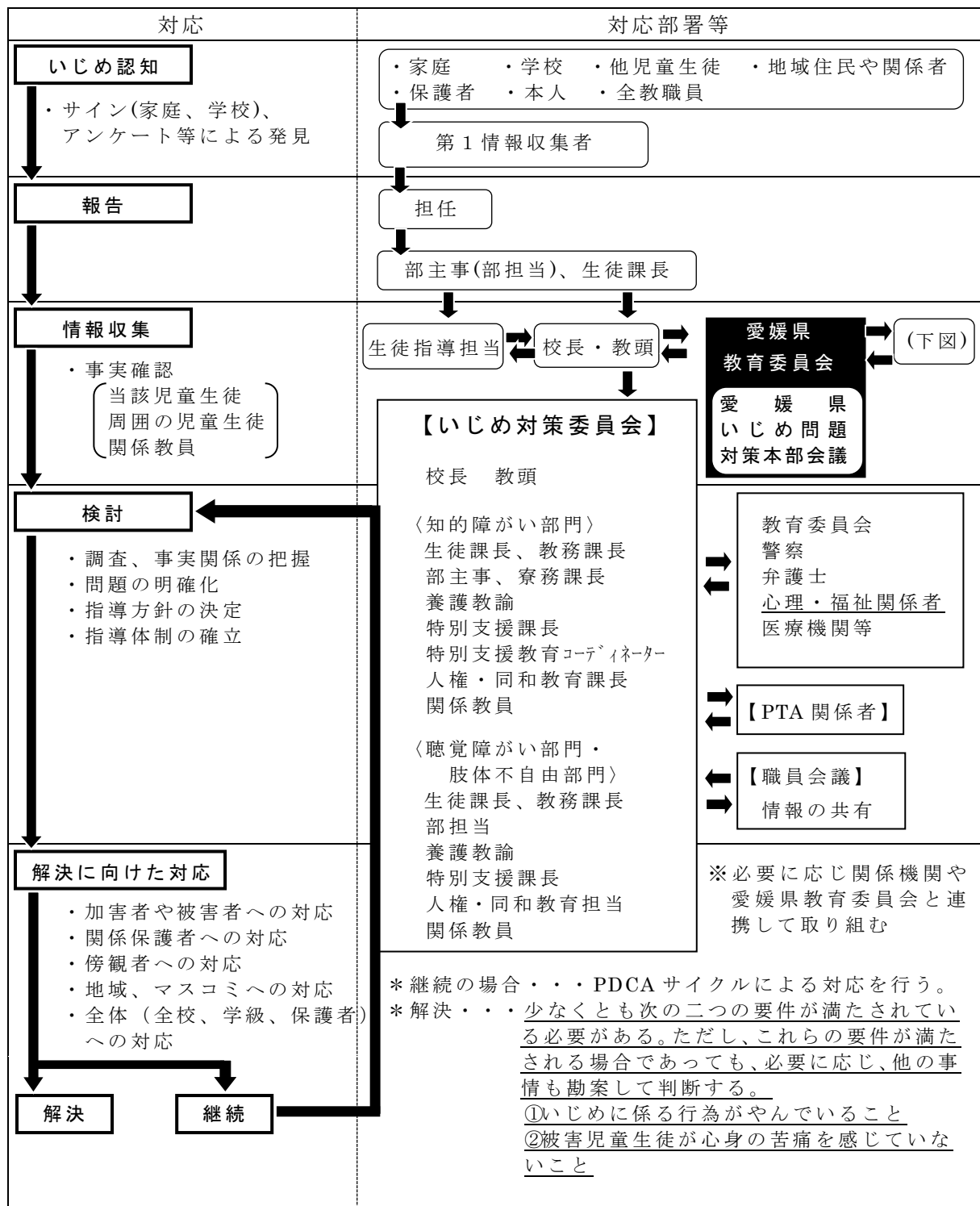
(2) 重大事態時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（愛媛県いじめ問題対策本部会議）に協力する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめられている児童生徒のサイン

いじめられている児童生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面の生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登 校 時 朝 の 会	☐ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線が合わず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。 ☐ 衣服が汚れていたりしている。 ☐ 一人で清掃している。
放 課 後 等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている児童生徒のサイン

いじめている児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教員が近付くと、不自然に分散したりする。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。
☐ 壁等にいたずら、落書きがある。 ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭及び寄宿舎でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人や学級の不平・不満を口にすることが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがあったりする。 ☐ 遊ぶ友人が急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振・不眠を訴える。
☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 自転車がよくパンクする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 大きな額の金銭を欲しがる。

